

委員長報告

[目 次]

常任委員会

企 画 財 政	21
総 務 県 民 生 活	22
環 境 農 林	22
福 祉 保 健 医 療	23
産 業 労 働 企 業	24
県 土 都 市 整 備	24
文 教	25
警察危機管理防災	26

特別委員会

自然再生・循環社会対策	26
地方創生・行財政改革	27
公 社 事 業 対 策	27
少子・高齢福祉社会対策	28
経 済 ・ 雇 用 対 策	28
危機管理・大規模災害対策	29
人材育成・文化・スポーツ振興	29
八潮市道路陥没事故調査等	30

企 画 財 政 委員長報告

副委員長 長 峰 秀 和



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「今回の補正予算に対しても、決算剰余金を活用することのことが、今後の補正予算に活用できる財源をどの程度確保しているのか」との質疑に対し、「令和6年度決算の剰余金である約467億円と、財政調整3基金のうち普通交付税の精算等に要する部分を除いた実質的な残高としての約313億円を合計した約780億円を見込んでいく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「渇水対策について」及び「指定管理者制度における物価・人件費高騰の適切な反映について」質問が行われました。

その中で、「今年は7月に新潟県や東北地方の一部の地域において、少雨の影響などによって、渇水が深刻化した状況が見られた。首都圏においても、9月に入ってダムの貯水量が少なくなったとの報道もあったが、本県における状況はどうか」との質問に対し、「7月以降、降水量が少なく、特に8月の降水量は平均値の半分を切る状況となり、猛暑も続いた結果、9月4日時点のダムの貯水率は40%となった。9月5日に国土交通省関東地方整備局が利根川水系渇水対策連絡協議会幹事会を開催し、本県を含む関係都県と取水制限開始の日程や取水制限率などについて協議を行った。また、水道用水や農業用水に係る取水制限の際の計画を作成したほか、利水者に取水制限への協力を呼び掛けた。取水制限の一手手前であったが、台風第15号や前線に伴う降雨により、貯水率が50%を上回ったため、取水制限等は行われなかった」との答弁がありました。

次に、「指定管理者制度では、指定期間が約5年程度と長期にわたる中、応募時に事業者が将来の物価や人件費の上昇をどこまで見込んで提案すべきかが曖昧になっていると思うが、どのように考えているのか。また、この5年間で最低賃金は約140円、15%程度上がっているが、人件費が変わっていない施設がある現状について、どのように把握し、適正と考えているのか」との質問に対し、「指定管理者制度は民間の創意工夫を前提として

いるため、指定管理料の算定に当たっては、手数料や使用料など事業収入を踏まえて審査している。事業者からは、社会経済情勢を踏まえて中期収支計画が提出されていると認識している。また、物価・人件費高騰の指定管理料への反映は、原則として指定管理者の申出により、施設所管課と協議が行われるものである。指定管理者の判断によって協議が行われない場合があることは認識しているが、令和8年度予算に向けては、物価・人件費高騰の指定管理料の反映について、改めて指定管理者に対して丁寧に対応するよう施設所管課に周知をしていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「埼玉県返礼品付ふるさと納税事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

副委員長 東 山 徹



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第107号議案について、「超過課税の対象法人数は何社あるのか。また、資本金等が1億円超の法人と1億円以下で法人税額が1,000万円超の法人の内訳はどうか。さらに、1社当たりの平均税額及び上位の税額は幾らか」との質疑に対し、「令和6年度実績では、法人県民税の申告法人数全体約160,000社のうち、超過課税の対象法人数は約12,000社で、7.5%を占めている。また、資本金等が1億円超の法人は約2,700社、資本金等が1億円以下で法人税額が1,000万円超の法人は約9,600社である。さらに、1社当たりの平均税額は約37万円、最も上位の税額は約1億2,000万円であるが、対象法人の半数が税額10万円以下である」との答弁がありました。

また、「超過課税を廃止し、企業誘致のインセンティブにできないか」との質疑に対し、「税率が他県よりも低いことは、進出への一つのファクターになり得ると考えられるが、経済産業省の調査によると、企業が立地先を選択する上で重要視するのは、税負担の軽減など自治体からの助成だけでなく、立地条件や人材確保など様々な要素がある。また、税率を引き下げると、その分の歳入確保ができなくなり、行政需要への迅速かつ的確な対応が困難になるため、これらを総合的に勘案し、確実な税収確保につながる超過課税の延長をお願いするもので

ある」との答弁がありました。

次に、第110号議案について、「工事の変更理由として、賃金及び物価の上昇に伴う規定の適用とあるが、インフレスライド条項を適用する理由は何か。また、工期が1年以上残っているが、今後も物価上昇等の情勢が続いた場合、再度条項の適用は可能なのか」との質疑に対し、「条項の適用条件は、工期が2か月以上残っていること及び発注者側の積算で変動前後の残工事金額の差額が、変動前残工事金額の1%を超えていることであり、これらの条件が満たされているため、条項を適用するものである。また、同一の工事契約で再度条項を適用することも可能である。上昇傾向にある資材価格や労務単価の動向に注視しつつ、本工事に限らず、施工者からの各種条項の請求があった場合には、速やかに対応していく」との答弁がありました。

このほか、第111号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「消費者被害対策の推進について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「暑さ対策について」、「米のイネカメムシと高温障害による被害について」及び「高温による農作物被害について」質問がありました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

その中で、「今年の夏も危険な暑さだったが、県民の健康を守るため、県は現在どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「県内30か所で測定した暑さ指数のリアルタイム配信など、熱中症を防ぐために関係部局とともに情報発信している。さらに、外出時の熱中症を防ぐため、今年度から民間企業と連携した日傘のシェアリングサービスを開始している」との答弁がありました。

次に、「米について、現在晩稲の収穫時期だが、昨年来イネカメムシの被害報告があり、被害状況を把握して

いるのか。また、高温障害についても被害報告があり、その把握も引き続き行う必要があると思うが、現在の被害状況はいかがか」との質問に対し、「イネカメムシについて、定点調査では昨年と比べ7月の発生数が多かったため、注意報を発表した。8月以降については、広域一斉防除を進めたため、昨年よりも発生数は少なくなっている。また、高温障害については、広範囲で白未熟粒が発生している。ただし、現在農産物検査中のため、全容は把握できていない。今後も、情報収集を進め、注視していく」との答弁がありました。

次に、「高温による農作物の被害は、県では対応できないところもあるので、国への要望をしっかりと行っていたきたいかがか」との質問に対し、「国の担当部長会議や施策説明会などの機会を通じて県の実情を説明し、対策を講じてもらうように要望していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、環境部から「環境科学国際センターの取組について」、農林部から「埼玉県県産木材利用促進条例（仮称）骨子案について」及び予算特別委員会の附帯決議に関連して「農業技術研究センターの業務の効率化及びソフト・ハード面の充実について」の報告があり、種々活発な論議がなされたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

委員長 関 根 信 明



〈議員提出議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議第41号議案「埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例」の1件であります。

以下、この議案の審査について申し上げます。
まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「今回の条例改正によって、どのような影響が生じるのか。また、第13条の通告等を行いやすい環境整備とは、どのようなものを想定しているのか」との質疑に対し、「新たに創設された幼保連携型認定こども園や幼稚園の職員等による虐待に関する通告等についても、県が行う環境整備や安全確認のための措置の対象となる。平成30年度に埼玉県虐待通報ダイヤルが開設されるなど、これまで通告等を行いやすい環境の整備が図られてきた例を踏まえて、新たに条例の適用対象となる施設の環境整備が図られるものと考えている」との答弁が

ありました。

また、「今回の条例改正は、より慎重な審議を行うためにも、令和7年6月定例会で提案すべきだったのではないか」との質疑に対し、「本年4月に児童福祉法等の一部を改正する法律案が成立したことを踏まえれば、6月定例会で提案をし、慎重な審議を行うことが望ましかったが、条例の規定の整理によって生じる影響の検討などに時間を要したため、今定例会の提案となった。条例を運用する執行部との連携において、今後改善を要する事項と考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



副委員長 須 賀 昭 夫

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「中央児童相談所一時保護所の建替え整備において、増額補正を行うこととなった要因は何か」との質疑に対し、「令和7年度当初予算に見込めなかった事情変更によるものである。主に3点あり、1点目は、解体工事における壁の塗装材に含まれるアスベストの除去、2点目は、軟弱地盤への対応方法が判明したことによる工法等の変更、3点目は、当初予算では見込めなかった令和8年度の建設に係る人件費、資材価格の上昇率の判明によるものである」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「病床数適正化支援事業について、第二次内示分の83床をどのように配分するか」との質疑に対し、「国の基準に該当する医療機関13施設に80床分を配分する。残りの3床は、第一次内示分100床のうち、同様に残った42床と合わせて、県の裁量で単年度収支が赤字の医療機関を中心に配分する」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「児童福祉施設の今後

の在り方について」及び「有床助産所への乳幼児体動モニター（呼吸センサー）設置の支援について」質問が行われました。

その中で、「深刻化する福祉人材不足を踏まえて、人材確保・定着のため、児童養護施設職員への支援である家賃補助や就職準備金貸付制度を拡充する考えはないのか」との質問に対し、「県では、今年度、職員への家賃補助の対象者の拡大や就職準備金貸付制度の見直しを行ったところであり、更なる拡充については、予算、効果、関係団体の意見等も踏まえて検討していく」との答弁がありました。

次に、「乳幼児体動モニターについて、市町村が実施する補助事業は4市にとどまり、県内で産後支援の空白地域が生じている現状を踏まえ、県主導で乳幼児体動モニターの導入促進をすべきではないか」との質問に対し、「乳幼児体動モニターが国庫補助事業の対象となることを改めて市町村や助産所へ周知するとともに、市町村に対しては、産後ケア事業の委託に際して必要な備品等の要望の把握を依頼していく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 渡 辺 聡一郎



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「県内中小企業への資金繰り支援について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症の影響下で実施された実質無利子・無担保の融資、いわゆるゼロゼロ融資返済の負担が県内中小企業の経営を圧迫することが危惧される中、経営安定化を図るため、どのような支援をしたのか。また、支援実績はどうか」との質問に対し、「ゼロゼロ融資からの借換えを含め、新規の資金需要にも対応できる、伴走支援型経営改善資金や経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】を創設した。また、伴走支援型経営改善資金は、令和4年4月から令和6年6月末までに8,917件、1,908億円の利用があり、業種別では件数ベースで建設業が33.7%、製造業が21.9%、サービス業が13.2%であった。後継資金として令和6年7月に県独自で創設した経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】は、令和7年3月末までに716件、153億円の利用があり、業種別では件数ベースで建設業が37.7%、製造業が18.2%、サービス業が12.8%であった」との答弁があり

ました。

また、「県内中小企業を取り巻く経営環境が厳しい現状において、今年度どのように中小企業の資金繰りを支援しているのか。また、利用状況はどうか」との質問に対し、「令和7年4月に、経営あんしん資金【物価高騰特例】を創設し、物価高騰や人件費の上昇により利益率が5%以上減少している事業者を対象として、300億円の融資枠を確保している。令和7年8月末現在で226件、38億円の利用があり、業種別では件数ベースで建設業が32.7%、製造業が23.5%、サービス業が11.9%である」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の整備について」、企業局から「更なる安定供給に向けた浄水場間の連携強化～吉見浄水場拡張工事～」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

委員長 柿 沼 貴 志



〈急施議案〉

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第106号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「補償費はどのように見積もっているのか。また、被害を受けた住民や事業者に対する今後の向き合い方について県はどう考えているのか」との質疑に対し、「補償の対象は、おおむね200m以内及び交通規制区域内の90事業者と419世帯であり、これが基準となる。事業者に対する補償は、既に交渉を進めている金額を参考に積算している。電気代や家屋調査等については、事前に相談を受けた金額の平均値などを活用して積算している。今後、新たな被害が生じることも考えられるので、補償は継続的に考えていく。新たに個別の相談があれば、丁寧に対応をしていく」との答弁がありました。

また、「健康被害について、今後補償が必要になる可能性があると考えるが、どのように対応するのか」との質疑に対し、「疾病等の因果関係が明らかであれば補償の対象となる。この場合、個別の相談に応じながら、補償の範囲や金額を判断していくため、引き続き、相談にはしっかりと対応していく」との答弁がありました。

さらに、「補償申込書類の承諾事項に、申込みに係る

補償契約を締結した後は、この契約に基づくもののほか一切請求しないものとするなどの記載がある。申込後に、何らかの被害が発生した際も、追加で補償を求めることができるのか」との質疑に対し、「この承諾事項は、補償について双方が合意の上、手続を行うというものである。同じ補償内容であれば追加の補償はないが、異なる被害が生じている場合は、別の補償になると考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、附帯決議として「八潮市道路陥没事故については、県道で発生した社会資本事故であるため、被害を受けた住民、事業者等に対して、継続して状況を幅広く聴き取り、必要な事業を実施すること」と提案があり、採決いたしましたところ、総員をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



副委員長 戸野部 直 乃

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第105号議案について、「この時期に予算を増額する理由は何か。また、人命に関わるような土木工事は、国庫補助金の内示があったら、もっと前倒して補正できないのか」との質疑に対し、「増額は、国庫補助金の内定増によるものである。また、国からの追加内示の可能性や年度初めは2月定例会で認めていただいた国の経済対策を反映した補正予算の執行に注力することから、現年度予算の内定増に係る補正は、例年9月定例会に提案している。人命に関わるような急を要する事業については、適切な時期に予算の補正を行う必要があるので、6月定例会での補正も検討していく」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第108号議案について、「老朽化したマンションの状況を把握しているのか。また、老朽化するマンションへの県の取組方針はどうか」との質疑に対し、「所管する町村部のマンションを対象に、管理状況等の把握のため、定期的にアンケート調査を実施するほか、町村と連携し、外観調査を実施した。市が

管理するマンションの状況は、県と市町村で構成するマンション行政連絡会議を通じて把握している。また、適正な管理を推進するため、埼玉県マンション管理適正化推進計画を策定している。管理不全の兆候を把握した場合は、適切に助言、指導、勧告等を行うとともに、埼玉県分譲マンションアドバイザーのプッシュ型派遣を今年度創設しており、適切な支援を実施していく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決をいたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「一級河川江川における河川整備計画の変更（関係住民への意見聴取）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文教 委員長報告

副委員長 保 谷 武



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第109号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「本条例改正は国の政令の一部改正に伴うものと理解しているが、国が政令を改正するに至った背景と引上げ額算出の概要はどうか」との質疑に対し、「介護補償の上限額については、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を基に国で設定している。この額は、令和6年度に厚生労働省が介護従事者に対して行った調査の結果を受け、国の労働政策審議会を経て改正が行われた」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「埼玉県立高校の学校数についての中長期的ビジョンについて」、「県立深谷はばたき特別支援学校の給食調理委託の入札不調について」及び「県立学校教職員の勧奨退職について」質問が行われました。

その中で、「大阪府では15年後に中学校を卒業する生徒数の減少に合わせて府立高校数を減らす計画だが、本県の『魅力ある県立高校づくりの方針』では、生徒数の

減少ほど県立高校数を減らしていない。この差はなぜ生じるのか」との質問に対し、「当該方針で示した再編整備の学校数は、公立中学校等卒業予定者数が減少していく中で、一定の学校規模が維持できるように算出している。また、地域によっては過度に高校数が少なくならないよう、地域の状況に配慮しながら再編校数を算出している。生徒の通学利便性や高校の選択肢を確保していく上では、小規模校でも残していかなければならない場合もある」との答弁がありました。

次に、「給食は教育の一環で、県が責任を持ってきちんと提供していく必要があると考える。入札不調とならないために今後の防止策をどうしていくのか」との質問に対し、「人件費や物価の高騰を踏まえた予算の確保や積算方法の見直しを行うとともに、入札の際には多くの事業者が参加できるよう、入札情報の周知に努めていく。学校教育において給食は非常に重要であるので、しっかり取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「今年度から、原則として退職の勧奨を行わなくなった理由は何か」との質問に対し、「学校現場においては、教職員の確保が大きな課題となっていることから、こどもたちの学びを保障するため、今年度から退職の勧奨は原則行わないこととした」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「教職員によるわいせつ行為や盗撮などの不祥事根絶について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 安 藤 友 貴



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第112号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「今回の損害賠償は保管場所標章印字機について、5年間のリース料のうち残リース分の全てを負担するということが、リース契約を解除せずに利活用することはできないのか」との質疑に対し、「あらかじめ不動文字や絵柄が印刷された保管場所標章台紙の特定部分に、保管場所の標章番号、都道府県及び市町村名、管轄警察署署長名のみを印字する機能しか有していないため、ほかの用途に利活用できない」との答弁がありました。

また、「国の法律改正による損害賠償とのことだが、法律改正により自治体が財政上の負担を負うことに疑問

を感じる。国に対応を求める考えはないのか」との質疑に対し、「国は、改正法の施行に伴い発生した費用の予算措置を行っていないと承知している。国が主導した法改正に伴い発生する費用であることから、国における交付金等による措置を要望する予定である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「大宮駅東口防犯カメラ整備事業の継続を求める決議への取組状況」、危機管理防災部から「高圧ガス及び火薬類に係る安全の確保について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 柿 沼 貴 志



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「農林業・農山村の循環型社会への貢献について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「化学肥料使用量の低減に向けて、どのような取組をしているのか。また、国とも連携して、化学肥料の低減がもたらす豊かな土壌や人体への影響について、明確なエビデンスを示すことで、化学肥料使用量の低減が効果的に進むのではないか」との質問に対し、「化学肥料に代えて、国内資源由来の有機肥料や堆肥を使用した水稲及び麦の栽培実証や地域ぐるみで有機農業に取り組む先進的なモデル市町への支援などを行っている。エビデンスについては、化学肥料の過剰施肥が微生物の働きを抑制して土が固くなることや、農薬に含まれる殺虫成分が環境に影響をもたらすことはあるが、具体的な数値等は把握していないため、情報収集に努め、有益な情報を発信していく」との答弁がありました。

次に、「埼玉県農林水産業振興基本計画の目標のうち、森林整備面積と県産木材供給量の実績が大きく下回っているが、今後どのように対応するのか」との質問に対し、「森林整備面積の拡大に向けて、高性能林業機械の導入

等による作業効率向上支援やナラ枯れ対策に取り組む市町村の支援等を行っていく。県産木材供給量の増加に向けては、林業事業体の木材生産の効率向上支援や流通体制の整備としてサプライチェーンの構築支援などを行っている。さらに、活樹という理念を発信した全国植樹祭を機に、県産木材利用促進条例を制定する予定であり、主要施策として推進していく」との答弁がありました。

次に、「森林は県民みんなで守るという発想で、県主導による森林環境譲与税の活用促進が必要ではないか」との質問に対し、「これまで人口割で配分されていた仕組みを、都市部の割合を減らして、山側の割合を増やしたほか、『埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター』を設置し、市町村間のマッチング支援を行っている。今後は、一対複数や複数同士のマッチングを進め、森林環境譲与税の活用を促進していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

副委員長 渡 辺 大



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方財源の確保対策について」及び「地方創生・SDGsの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「令和元年度税制改正による国税化の結果、最近の状況では、東京都の地方法人二税の税収シェアは、県内総生産のシェアを下回っており、既に必要以上の分配がされている。これ以上地方法人課税を見直す必要はないという東京都の主張に対し、本県はどのように考えるのか」との質問に対し、「東京都が地方法人二税の税収シェアとして示している数字は、純粋な自主財源としての地方法人二税に加え、地方法人税を原資とする地方交付税の交付額相当分を含んでおり、各都道府県が自主財源として集めた税収に、東京都には交付されない地方交付税の一部を足し込んだものである。総務省によると、

純粋な地方法人二税のみの東京都のシェアは22.5%で、県内総生産のシェアを上回っている」との答弁がありました。

次に、「本県におけるふるさと納税の目標額は1億円と低いため、流出額を取り戻せるほどの金額を確保できるよう努力すべきであり、基金の運用も、実質運用益の目標が0.3%と低く、経済成長率や物価上昇率程度まで努力して運用していくという意気込みが感じられない。本県の自主財源確保策が乏しいことが問題と考えるがどうか」との質問に対し、「有利な地方債の活用だけでなく、税収を確保しつつ、歳入確保策にも取り組んでいく必要があることは認識しており、各課や各施策と連携し歳入確保策を検討していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

副委員長 高 橋 稔 裕



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「公益社団法人埼玉県農林公社」、「埼玉県土地開発公社」及び「公益財団法人埼玉県下水道公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益社団法人埼玉県農林公社について、「都市近郊農業への支援はどうなっているのか」との質問に対し、「見沼田んぼ内に見沼農業センターを設置し、就農予備校として農業者を目指す方への研修の場を提供している。さらに、収穫体験の場の提供を行うことで、都市近郊農業への貢献をしている」との答弁がありました。

次に、埼玉県土地開発公社について、「受託事業量と経常利益の推移は、年度によって大きく増減しているが、職員数は大きく変わっていない。業務量にばらつきがあると思われるが、業務量の平準化についてどのように考えているのか」との質問に対し、「受託事業量の増加に対して、組織と人員の両面から対応している。令和4年度から防災・減災、国土強靱化特別対策室を設置し、3

名の増員を行った。また、即戦力として用地取得経験のある県や市町村の元職員を専門官として、任期付きで採用し、事業量の増加に対して機動的に対応している」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県下水道公社について、「外注することにより、現場で作業する機会が少なくなり、技術の空洞化が生じているのではないかと懸念があるが、勘や現場のセンスといった部分も含めた技術の継承や人材育成の仕組みをどのようにしているのか」との質問に対し、「OJTを中心として、個人ごとに外部研修や資格取得支援の5年計画を立てて育成を図っている。安全対策の意識を大事にしており、技術職員はほぼ全員が酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を取得している。また、市町村職員に対しても現場体験型実務研修を年に2回実施している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 岡田 静佳



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「地域医療について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「医師確保対策について、埼玉県総合医局機構の地域枠医学生奨学金の貸与者のうち、本県出身者の割合はどうか。また、本県出身者への貸与の割合を高めることについて、どのように取り組むのか」との質問に対し、「これまで388人に地域枠医学生奨学金を貸与しており、そのうち230人が住所又は通学していた高校の所在地が埼玉県の方で、割合は59.3%である。また、地域枠を設定している大学に、出願資格を地元出身者に限定できないか確認したところ、入学生の学力を一定以上に保つため、本県の出身者だけに限定するのは難しいとの回答があった。本県出身者が地域枠に多く出願してもらえるよう、医学部を目指す県内の学生に地域枠制度のPRを図っていききたい」との答弁がありました。

次に、「災害時には医療資源や人材が地域ごとに偏在しやすい。今後、医療資源の地域偏在をどのように是正していくのか。また、秩父保健医療圏には災害拠点病院がないが、万が一災害が起こった場合、秩父地域ではどのような対応になるのか」との質問に対し、「地域偏在は是正のため、災害拠点病院や災害時連携病院に指定できる可能性がある規模の医療機関に働き掛けていきたい。また、秩父地域で災害が発生した場合は、二つの災害時連携病院が事実上中心的な役割を担うが、県内外からの保健医療活動チームとも連携していくとともに、対応が困難な重症患者がいた場合は、救急車やドクターヘリ等で受入可能な域外の災害拠点病院等への搬送を想定している」との答弁がありました。

次に、「市町村におけるアピアランス助成事業及びAYA世代終末期在宅療養支援事業の利用件数や利用者からの評価はどうか。また、未実施市町村への働き掛けや助成額の妥当性の検証について、どのように行っているのか」との質問に対し、「令和6年度の市町村における利用実績は、アピアランス助成事業は33市町、1,477件、AYA世代終末期在宅療養支援事業は16市町、18件であった。利用者からは、アピアランス助成事業では、助成額は少ないが、がんにかかっている自分を市が支援してくれていることがうれしい、AYA世代終末期在宅療養支援事業では、病院の職員から、この制度があることで在宅での看取りを提案しやすくなった、との声を聞いている。未実施市町村には個別訪問を行うほか、各種研修会を通じて働き掛けている。助成額の妥当性については、アピアランスケアの専門家から、本県の助成額について一定の評価をいただいている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 深谷 顕史



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「先端産業の推進と企業誘致について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、

その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「先端技術を担う人材育成について、埼玉大学と連携した人材育成講座は、単発ではなく、産学官が連携した体系を設計することが重要だと思うが、今後の展開をどう考えているのか」との質問に対し、「産学官連携については、以前から都度実施してきたが、体系的に整備されていない。今後は、そうした体系について研究していきたい」との答弁がありました。

次に、「今後、インターチェンジの開通を検討している地域に関して、経済的支援も含め、県が積極的に市町村と連携を取って誘致活動を進めてもらいたいと考えるかどうか」との質問に対し、「これまで、積極的に市町村を訪問し、産業用地の創出を働き掛けるとともに、経済的支援ではなく、開発手法、事業手法及び関係機関協議の進め方について伴走型の技術的支援を行うことで、市町村のまちづくりに合った産業基盤づくりを進めてきた。引き続き、市町村と連携しながら、円滑に産業基盤づくりが進むように取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸 夫



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「あらゆる危機への対応について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「あらゆる危機への対応とのことだが、既存の危機対応を整理しただけと感じた。八潮市道路陥没事故を受け、どのような対応を追加し、あらゆる危機への対応とするのか」との質問に対し、「八潮市道路陥没事故を含めて、情報の収集と共有が重要であると考えている。災害オペレーション支援システムの改修で音声入力機能等を追加し、不慣れな担当者であっても速やかに入力でき、防災関係機関とより緻密な情報共有を行うことで、

対応を強化したい」との答弁がありました。

次に、「自衛隊への災害派遣要請について、今の仕組みでは市町村長から自衛隊に派遣を求めることができないということだが、実態としてよいのか」との質問に対し、「災害対策基本法で、市町村長は知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めることができる。それに基づいて知事は自衛隊の派遣要請を行うため、県と市町村でしっかりと情報共有した上で、派遣要請するという適切な仕組みとなっている」との答弁がありました。

次に、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度は、自然災害以外の事故災害にも対応できるのか」との質問に対し、「当該制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給するものであり、制度適用の対象を自然災害に限定している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

副委員長 小 川 直 志



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「文化の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「ポップカルチャーの分野への活動費助成や障害者アートの利活用について、更なる周知が必要であると考えられるかどうか」との質問に対し、「ポップカルチャーへの助成金については、メディア芸術が助成対象となっていることをホームページで分かりやすく周知するとともに、市町村や大学、専門学校等と連携して制度の利用を促進していく。障害者アートの利活用については、企業や団体等の会議に出向いてチラシを配布するほか、関係団体の協力を得て、会員向けに利活用を勧めるメッセージを送っていただくなど、今後も周知に努めていく」との答弁がありました。

次に、「今年で第73回を迎える埼玉県美術展覧会の課題は何か。また、それに向けてどのような対策を行って

いるのか」との質問に対し、「出品者の多くが高齢者であり、若手の参加が少ないという課題があったが、令和5年度に高校生奨励賞を創設し、令和6年度からは書道部門において高校生の応募条件を緩和したところ、今年度の高校生の出品者数は昨年度から70人増加し、227人となった」との答弁がありました。

次に、「予算削減の対象になりやすい文化芸術振興事業について、どのように今後の事業執行や予算編成に臨み、文化芸術を振興していくのか」との質問に対し、「超少子高齢社会を迎えるに当たって、文化芸術の果たす役割は非常に大きいと思っている。文化の持つ可能性や県民生活の質の向上に文化芸術が欠かせないということを今後もしっかり訴えていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長報告

副委員長 逢澤圭一郎



八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」であります。今回は、「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会（中間取りまとめ）」、「復旧工事の進捗状況」、「補償の実施状況」、「下水道施設等の老朽化対策」、「埼玉県における全国特別重点調査の実施結果」、「危機発生時のリエゾン派遣」及び「県管理道路における路面下空洞調査の実施状況」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「八潮市道路陥没事故について、その他の補償申込書の承諾事項第3項には、『その他の補償について、この契約に基づくもののほか一切請求をしないものとします』と記載されており、非常に冷たい印象を与える。地域住民に安心感を与えて、かつ、県としてもしっかりと対応するという思いを示すため、文章を改善すべきと考えるがいかがか」との質問に対し、「承諾事項については、県の用地事務取扱要綱に定められた補償契約書の様式を準用している。住民や事業者に誤解を招くような記述であれば修正しなければならないため、専門家にも

確認しながら対応したい」との答弁がありました。

次に、「下水道のインフラ整備の骨格は国が作り、国のガイドラインに従って点検していたにもかかわらず事故が起こってしまった。整備当初から将来の維持管理方法や路面下の調査方法などを考えておくべきであり、国に責任を求め、それに対応する取組を求めていくべきと考えるがいかがか」との質問に対し、「御指摘のとおり、国の政策に基づき行ってきたため、大きな事故を経験した本県として、国に対し求めるべきことをしっかり求めていく」との答弁がありました。

次に、「事故対応に係る事業費については、中川流域下水道の関係市町や住民に過度な負担がかからないよう、更なる国庫補助金及び新たな補償制度の創設について、国に求めるべきと考えるがいかがか」との質問に対し、「今回の道路陥没事故は、流域下水道として前例のない大規模なものであるため、可能な限り住民負担を軽減できるよう国に働き掛けていく。また、国でも新たな補助制度の検討がなされていると認識しているが、下水道施設が国費を充当して整備されてきたことも踏まえて、国費の充当も含めた費用負担の仕組みや制度について、国に検討を求めていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。

「空洞調査について、県は国と連携して地下10mの調査ができるよう、技術開発を急ぐこと」、「地元自治体の健康被害をはじめとした事故関連の対応について、プッシュ型で財源措置や人員派遣を行うこと」、「臭気に対する補償については、200mの範囲外の住民にも補償すること」などであります。

次に、本県議会は、本県に対し、道路陥没事故による被害を受けている全ての住民や事業者に寄り添い、きめ細かな支援を行うこと及び、下水道管の腐食と崩落に至った原因・メカニズムを明らかにし、補修・補強などのメンテナンス技術と、管路マネジメントの在り方の早期確立に努めることを強く求める「道路陥没事故に係る住民・事業者に寄り添ったきめ細かな支援等を求める決議（案）」並びに国に対し、地方自治体と住民の負担がないよう最大限の財政措置を行うとともに、地方自治体と連携して新たな補償制度を創設することを強く求める「道路陥没事故の復旧事業費等における財政措置を求める意見書（案）」、下水道施設の改修・更新に係る費用負担の在り方を見直すとともに、維持管理効率を高める方策を検討すること、及び適切な下水道処理区域の設定、合併浄化槽の有効活用、複線化が必要な地域の選定などを行い、あらゆる可能性を検討すること、並びに国の定めた基準等に基づく下水道施設のマネジメントを確実に進めるように、国は十分な予算を確保し、都道府県や市町村が受け取ることができる額の増額を図ることを強く求める「持続可能な下水道管理体制の構築を求める意見書（案）」及び探査技術の研究開発のための予算を十分確保するとともに、研究機関や民間企業の研究開発支援

や新たな調査手法の導入推進を積極的に行うことを強く求める「路面下空洞探査技術の研究開発支援等を求める意見書（案）」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ、いずれも総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。